提出先 盛岡市

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホ	ノャカイフクシホウジンセンショウカイ										
法人名	社会福祉法人千	上会福祉法人千晶会										
法人所在地	〒 020-0053 岩手県盛岡市上	〒 020-0053										
フリガナ	ナカシマ タケシ	/										
書類作成担当者	中島 猛	中島 猛										
連絡先	電話番号 019	9-659-3366	FAX番号	019-659-3365	E-mail	honbu@ootanosono.jp						

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

▽ 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

√ 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「○」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。

- I 介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ 介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(1)介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	──※ 別紙様式2−2のとおり
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月	
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善	加算の見込額 32,870,088 円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること) 34,385,670 円
i)介護職員処遇改善加算の算定により賃金	改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額) 193,440,782 円
ii)前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃 -) 159,055,112 円
「(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	201,153,982 円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加	算の総額 33,385,670 円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善力	算の加算の総額(<u>その他の職種に支払われた額を除く)</u> 8,713,200 円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の	独自の賃金改善額
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月

【記入上の注意】

- ・(1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii)(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・(1)④i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- ・(1)④ ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- ・(1)④ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)介護職員等特定処遇改善加算

- 算定する特定加算の区分

② 介護職員処遇改善加算の取得状況									
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況	※①、③、④ 別	紙様式2-3	のとお	り、	② 別紙:	2-2のと	おり		
④ 特定加算の算定対象月									
⑤ 令和 4 年度介護職員等特	定処遇改善加算の見込	·額(g)	10,4	161,396	円				
⑥ 賃金改善の見込額(i - ii)		(右欄の額は	5欄の額	を」		11,6	502,580	円	
i)特定加算の算定により賃金改善を行	った場合の賃金の総額(見	込額)				259,5	508,269	円	
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	改善額及び犯	自の賃	金	炎善額を		247,9	05,689	円	
「(ア)前年度の賃金の総額							291,8	393,939	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算	[の加算の総額						33,3	885,670	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇む	で善加算の加算の総額						10,6	502,580	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者	等の独自の賃金改善額								円
⑦ 平均賃金改善額		経験・技能のある 介護職員(A) 他の介護				襲職員(B)	の他の職種	重(C)	
	i)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)					9,859 円 77,140			59 円
ii)前年度の常勤換算職員数(i)		3	24.0	人	,	444.0 人	. 345		.6 人
iii)前年度の一月当たりの常勤換算職	員数(j)		27.0	人		37.0 人		28.8	
iv)前年度のグループ毎の平均賃金額	(月額)【基準額3】(h)/(i)	250	,787 F	円	20	1,599 円		223,208	
C	(A)のみ実施	32	,289 F	Э					_
v)グループ毎の平均賃金改善 額(月額)(g)/(j)/(k)	(10,461,636 円)	(10,461,63	6 円)		/				
	(A)及び(B)を実施	#DIV/)! ⊦	円	#DIV/	′0! 円			/
※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ)	(#DIV/0! 円)	(#DIV/0	! 円)	-	(#DIV/	0! 円)			
	(A)(B)(C)全て実施	11	,480 F	円	10	0,931 円		5,46	65 円
より算出した職員数から算出した一人	(10,461,588 円)	(3,719,52	0 円)	-	(4,853,3	64 円)	(1	,888,704	円)
当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	上記以外の方法で実施		F			円			円
	(0円)	(0 円)	Ī	(0 円)	(0	円)
月額平均8万円の賃金改善となる者又	は改善後の賃金が年額4	<u>.</u> 40万円となる	者	4	人(見記	<u> </u>	•		
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善)				きない	ハ場合そのヨ	里由)			
小規模事業所等で加算額全体が	少額であるため。								
□ 職員全体の賃金水準が低く、直ち	に月額平均8万円等まで賃金	金を引き上げる	ことが困	難て	であるため。				
図 月額平均8万円等の賃金改善を作ることが必要であり、規程の整備や					ある者に求る	かられる能力	りや処造	見を明確化`	す
)

【記入上の注意】

⑧ 賃金改善実施期間(k)

・(2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii)(ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃 金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

年

月

令和

4

年

5

3

月(

12 か月

令和

4

- ・(2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、<u>処遇改善加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等</u> ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称) を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)ま での月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
- ※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除 した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場 合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- ・(2)⑥ ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国 民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改 善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善につ いては、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内 容を記載すること。

- ・(2)⑦ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ介護職員	処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし
賃金改善を行 う給与の種類	✓ 基本給 ■ 手当(新設) ✓ 手当(既存の増額) ■ 賞与 ■ その他
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	□ 就業規則の見直し □ その他 ()
	(賃金改善に関する規定内容)
具体的な取組 内容	①基本給 定期昇給及び初任給の改定(2号給昇給) ②賞与 非常勤職員の賞与を増額(6月:3万円、12月:5万円⇒6月:11万円、12月:15万円) ③資格手当 A資格:月額7千円、B資格:月額5千円、C資格:1千円 ④夜勤手当の増額 1回5千円 ※上記の額には、平成24年4月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 24 年 4 月 (実施済 予定)
	(上記取組の開始時期) 令和 24 年 4 月 (☑ 実施済 □ 予定)
口 介護職員等	等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔)
T /I REPOSE	TO ACCED TO THE PROPERTY OF TH
経験・技能の ある介護職員 の考え方	○次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定 ①介護職員として勤続10年以上(系列法人の他、他法人における実務経験を含む) ②介護福祉士の資格を有する者
賃金改善を行	☑ (A)経験・技能のある介護職員 ☑ (B)他の介護職員 ☑ (C)その他の職種
う職員の範囲	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 () (賃金改善に関する規定内容)
具体的な取組 内容	「処遇改善加算手当」として支給 上半期分として9月、下半期分として3月に支給。 支給額は加算実績を踏まえ半期ごとに算出。 支給平均額割合 経験・技能のある障害福祉人材:他の障害福祉人材:その他職種=2.1:2:1
i	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。
	※削年度に提出した計画者から変更がある場合には、変更固所を <u>下</u> 線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期)
ハ各介護サ	(1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載
	(1)世1八十八は(4)世八十四十八四十八四十四十二十四十四十二十四十四十二十四十四十二十四十二十四十二十
独自の賃金改 善の具体的な 取組内容	
独自の賃金改善額の算定根	

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) □変更なし

	1	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。											
	口	イに掲げる職位、職責又は職務	务内	容等	等に応じた賃金体系を定めてV	る。							
	ハ	イ、ロについて、就業規則等の	明确	重な	根拠規定を書面で整備し、全	ての介護職員に周知している。							
++	リア	プス要件Ⅱ 次のイとロ両方の	基置	単を	満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ✓ 該当							
	イ	介護職員の職務内容等を踏まし、研修の実施又は研修の機会				質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定							
						って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するととも テラ。 ※当該取組の内容について下記に記載すること							
	組内容	(該当する項目にチェック(✔)	✓	1	日常的なOJT及び施設内研修の開催 施設長との面談において個人目標の確認と評価								
		した上で、具体的な内容を記載			資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること								
	載)	專义/	7	2	受験料の補助 シフト調整								
	П	イについて、全ての介護職員に	_周	知し	ている。								
144	ァリフ	アパス要件Ⅲ 次のイとロ両方	の碁	华	を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ☑ 該当 Ⅲ 非該当							
	イ	介護職員について、経験若しく けている。	は	資格	等に応じて昇給する仕組み又	【は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設							
			✓	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」など	に応じて昇給する仕組みを指す。							
		具体的な仕組みの内容(該当 するもの全てにチェック(✔) すること。)	7	2	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修 護福祉士資格を有して就業する	修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介 者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。							
			7	3	一定の基準に基づき定期に昇終 ※「実技試験」や「人事評価」など 基準や昇給条件が明文化されて	での結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価							

※要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には 速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で<u>必ず1つ以上</u>にチェック(✔)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリア パスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、<u>必ず全て</u>にチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、<u>それぞれ1つ以上</u>の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分		
l	✓	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向		事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組		他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
		職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	>	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者 に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ	✓	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援		エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
		上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
		子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	>	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員へ の転換の制度等の整備
推進		有給休暇が取得しやすい環境の整備
	>	New Circumstance of the Control of t
		介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰 痛対策の実施
腰痛を含む心		短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理		雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	>	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	7	The state of the s
生産性向上のための業務改		高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務 の提供)等による役割分担の明確化
善の取組		5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	>	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	\	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働き	7	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成		利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
		ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

ホームページ		「介護サービス情報公表システム」への掲載 / □ 掲載予定
への掲載		自社のホームページに掲載 / □ 掲載予定
その他の方法	7	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 掲載予定
による掲示等		その他() / □予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
☑ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☑ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☑ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
✓ キャリアパス要件 II の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
学働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保 険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

[※] 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

 令和
 4
 4
 月
 15
 日
 法人名
 社会福祉法人千晶会

 代表者
 職名
 理事長
 氏名

氏名 吉田 洋治

[※] 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還 や指定取消となる場合がある。

10.1.4	+
1 提出先	I 盛岡巾

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 4 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシ	シャカイフクシホウジンセンショウカイ										
法人名	社会福祉法人	社会福祉法人千晶会										
法人所在地	〒 020-0053 岩手県盛岡市	F 020-0053										
フリガナ	ナカシマ タケ	「シ										
書類作成担当者	中島 猛	中島猛										
連絡先	電話番号	019-659-3366	FAX番号	019-659-3365	E-mail	honbu@ootanosono.jp						

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

▽ 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

▽福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

- ※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
 ※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「〇」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。
- - I 福祉·介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること
 - Ⅱ 福祉・介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(1)福祉・介護職員処遇改善加算のみ計画する場合										
① 算定する処遇改善加算の区分	────────────────────────────────────									
② 処遇改善加算の算定対象月	一 次 別和採取と一とのとおり	※ がいかばり来上して こり この う								
③ 令和 4 年度処遇改善加算の身	25,360,212	円								
④ 賃金改善の見込額(i - ii)		円 <-								
i)処遇改善加算の算定により賃金改善を		円								
ii)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額 自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)		円								
「(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の網	念額		円							
(イ)前年度の処遇改善加算の総額			円							
(ウ)前年度の <u>特定加算のうち福祉・介護</u> (前年度に特定加算を算定していた。		円								
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業		円								
⑤ 賃金改善実施期間	令和 年 月~令和	年 月								

【記入上の注意】

- ・処遇改善加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)口、5の記載は不要である。
- ・(1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii)(ア)の「前年度の福祉・介護職員の賃金の総額」には、福祉・介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができ (1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年度新加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得する意向のある事業所は、(1)④ i)の額には、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの期間に同加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。 その際、当該改善見込額は、1月あたりの交付金の平均見込額に、同加算を取得する月数を 乗じることによって算出すること。)

※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの 交付金の平均見込額を算出すること。

- ・(1)④ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保 険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、<u>特定加算の額については、福</u> 祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・(1)④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出の前年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善につい ては、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	算定する処遇改善加算の区分 ※ 別紙様式2-2のとおり												
② 処遇改善加算の算定対象月													
③ 令和 4 年度処遇改善加算の見込額											25,360,212	円	
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)										25,715,820	円	<	
i)処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)								192,259,324	円				
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を 除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を 除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)									166,543,504	円		
「(ア)前年度の <u>経験・技能のある障害福祉</u>	人材(A)とf	也の障害	宇福祉	人材(<u>B)</u> の賃	を の	総額				197,222,374	円	
(イ)前年度の処遇改善加算の総額											24,715,820	円	
(ウ)前年度の特定加算の総額 <u>(その他の職種(C)に支給された額を除く)</u>									5,963,050	円			
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額											円		
⑤ 賃金改善実施期間 令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 4								年	3	月			

件 I

【記入上の注意】

- ・(2)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ ii)(ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
 (2)④ I)の「処西改善加昇の昇正により頁面改善を行った場合の頁面の総額(見込額)」及の④ II (ア)の「則 中度の経験・技能のめる障害福祉人
- ・(2)(4) I) の「処通収音加昇の昇正により真金収音を行った場合の真金の総額(兄込額)」及い(4) II (ア)の「則中度の絵験・技能のめる障害偏祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- イルインできる。
 ・(2)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年度新加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得する意向のある事業所は、(1)④ i)の額には、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの期間に同加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。その際、当該改善見込額は、1月あたりの交付金の平均見込額に、同加算を取得する月数を乗じることによって算出すること。)
- ※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの交付金の平均見込額を算出すること。
- ・(2)④ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ・(2)④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3)福祉·介護職員等特定処遇改善加算

1	算定する特定加算の区分															
2	処遇改善加算の取得状況		*1.3	別糸	低様	式2	-3のと	おり	. 2	別紙2-	-2のと	おり	J			
3	特定加算の算定対象月															
4	令和 4 年度特定加算の	見込額	頁(g)										6,	571,	860	円
<u>(5)</u>	賃金改善の見込額(i-ii)		(右欄	(右欄の額は④欄の額を上回ること)					7,508,630			630	円			
	i)特定加算の算定により賃金改善	頂(見	込額	į)	211,518,791			791	円							
	ii)前年度の賃金の総額(処遇改善 除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	改善	改善額及び独自の賃金改善額を 204,010,161							161	円					
	「(ア)前年度の賃金の総額				235,234,611			611	円							
	┃ ┃ (イ)前年度の処遇改善加算の総	額								24,715,820			820	円		
	(ウ)前年度の特定加算の総額							6,508,630			630	円				
	┃	ス事業	者等の独自の	賃金	改善	額										円
6	平均賃金改善額			圣験•技能· 章害福祉人			他の障害	†(B)	その他の職種(C)							
	i)前年度の賃金の総額(処遇改語 賃金改善額及び独自の賃金改善額	施され	る		64,839,	360	円	106,22	2,110	32,948,691 F		1 円				
	ii)前年度の常勤換算職員数(i)			21	2.4	人		573.6 人			150.	0 人				
	iii)前年度の一月当たりの常勤換算			1	17.7	人		47.8 人				12.	5 人			
	iv)前年度のグループ毎の平均賃	3](h)/	(i)		305,	270	円	18	85,185 円			2	19,65	8 円		
	┃ ┃v)グループ毎の平均賃金改善額			30,	941	円							$\overline{}$			
	(月額)(g)/(j)/(k)		(6,571,86)	(6,571,868		•							
	※予定している配分方法について選	(A)	及び(B)を実力		,	,	#DIV/0		円、	#DIV		円、			/	
	択すること。(<u>いずれか1つ</u>) ※当該年度の特定加算の見込額と前	(A)	(#DIV/0 (B)(C)全て実)	(#DIV/0!	920			′0! 円 7,539				3 76	9 円
	年度の一月当たりの常勤換算方法に より算出した職員数から算出した一人	(A)	(B)(O)主(文 (6,571,92)	(1,682,208				7,555		(565	5,75 1,350 [
	当たり配分額(月額)。(括弧内はグ ループ毎に配分可能な加算総額(年	○上	記以外の方法	よで実	施				円			円				円
	額))		(0 円)	(C	円)	(0 円)	(0 [ዓ)
	月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 7 人(見込)															
	(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)															
	□ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。															
	✓ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。															
	☑ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化 することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。															
	□ その他()
7	賃金改善実施期間(k)		令和	4	年	4	月	~	令:	和 5	年	3	月(12	2 かり	月)

【記入上の注意】

(2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主 負担の増加分を含めることができる。

(2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年度新加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を・記載すること。その際、当該改善見込額は、1月あたりの補助金の平均見込額に、同加算を取得する月数を乗じることによって算出すること。・※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの交付金の平均見込額を算出すること。

- ・(2)⑤ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・(2)⑤ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ・(2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑥iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算 方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護	複職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし										
賃金改善を行 う給与の種類	✓ 基本給 □ 手当(新設) ✓ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他										
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)										
	就業規則の見直し ② 賃金規程の見直し ○ その他(
	(XXXIII-IA) SIMCITII										
 具体的な取組	①基本給 定期昇給及び初任給の改定(2号給昇給) ②賞与 非常勤職員の賞与を増額(6月:3万円、12月:5万円⇒6月:11万円、12月:15万円)										
内容	③資格手当 A資格:月額7千円、B資格:月額5千円、C資格:1千円										
	④夜勤手当の増額 1回5千円 ※上記の額には、平成24年4月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。										
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。										
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (字施済 予定)										
	(工癿状配の開始時期)										
口 福祉·介護	職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(v) z更なし										
経験・技能の	○次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定										
ある障害福祉 人材の考え方	①介護職員として勤続10年以上(系列法人の他、他法人における実務経験を含む) ②介護福祉士の資格を有する者										
八州の与え方	●月岐田正工の真印で行うの 省										
CT A = 1 34 1 1=											
賃金改善を行 う職員の範囲	✓ (A)経験・技能のある障害福祉人材										
賃金改善を行	((A)にチェック(✔)がない場合その理由) 										
う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他										
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)										
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他(□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○										
	(賃金改善に関する規定内容)										
	「処遇改善加算手当」として支給										
 具体的な取組	上半期分として9月、下半期分として3月に支給。 支給額は加算実績を踏まえ半期ごとに算出。										
内容	支給平均額割合 経験・技能のある障害福祉人材:他の障害福祉人材:その他職種=2.1:2:1										
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。										
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。										
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。										
	(上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 (☑ 実施済 ☑ 予定)										
ハ 久陪宝垣	祖サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く独自の賃金改善										
() 古四古徳	他リーに入事来自寺による処理収音加昇、特定加昇の配力を除く独自の負金収音 「(1)④ ii)(エ)」、「(2)④ ii)(エ)」又は「(3)⑤ ii)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載										
独自の賃金改											
善の具体的な											
取組内容											
 独自の賃金改											
独日の負金以											
拠											

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

++	ァリア	アパス要件 I 次のイからハまつ	での	すべ	くての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」✓ 該当						
	1	福祉・介護職員の任用における	5職	位、	職責又は職務内容等の要件で	牛を定めている。						
	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。											
	ハ イ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。											
	<u> </u>											
++	ァリフ	アパス要件Ⅱ 次のイと口両方の	の基	準を	満たす。	加算 Ⅰ・Ⅱ の場合は必ず「該当」 ✓ 該当						
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。												
				1	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下配に配載すること							
		イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✔) した上で、具体的な内容を記載)			日常的なOJT及び施設内研修の 施設長との面談において個人目							
			7		資格取得のための支援の実	施 ※当該取組の内容について下記に記載すること						
					受験料の補助シフト調整							
		イについて、全ての福祉・介護	職員	į (C)	割知している。							
<u>.</u>			_									
++		アパス要件皿 次のイとロ両ス				加算Iの場合は必ず「該当」 図 該当 非該当						
	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定す イ みを設けている。											
		具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(ノ)すること。)	✓		経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」など	どに応じて昇給する仕組みを指す。						
			✓	(<u>-</u>	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。							
			V	3	一定の基準に基づき定期に昇総 ※「実技試験」や「人事評価」など 基準や昇給条件が明文化されて	どの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価						
	ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。											

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ <mark>変更なし</mark>

【処遇改善加算】

ー 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で<u>必ず1つ以上</u>にチェック(✔)すること。ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。

【特定加算】

【日本には、 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上 やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び 「やりがい・働きがいの構成」の<u>6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。</u>なお、処遇改善加 算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。
※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が
困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

分類	内容							
	✓ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化							
入職促進に向	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築							
けた取組	── 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築							
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施							
資質の向上や	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする							
キャリアアップ	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動							
に向けた支援	□ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入							
	□ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保							
	□ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備							
両立支援・多	□ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備							
┃様な働き方の ┃ 推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備							
,,,,	✓ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実							
	□ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮							
	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施							
■腰痛を含む心 身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施							
オの姓隊官理	□ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施							
	✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備							
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減							
生産性向上の ための業務改	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化							
善の取組	□ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備							
	✓ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減							
やりがい・働き	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容							
がいの構成	☑ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施							
	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供							
	□ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供							
	より期間中の実施が困難な場合 に取組実績がある項目にチェック(イ)すること。							
	要件についてく特定加算> 要件の変更に伴う情報公表システムの改修を予定していることから、令和3年度及び4年度は算定要件としない。							
※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック								
実施している	周知方法について、チェック(✔)すること。							
ホームページ	□「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / □ 掲載予定							
への掲載								
その他の方法	✓ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / □ 掲載予定							
による掲示等	□ その他() / □予定							

6 届出に係る根拠資料についてく共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例						
✓ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程						
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細						
✓ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証等						
✓ キャリアパス要件 II の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画						
 ▽ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その 他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_						
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書						
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書						

[※] 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

 令和
 4
 4
 月
 15
 日
 法人名
 社会福祉法人千晶会

 代表者
 職名
 理事長
 氏名
 吉田
 洋治

[※] 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護 給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。